

◎税制上の優遇措置（日本赤十字社に活動資金（会費（社費）・寄付金・海外救援金含む）を寄付した場合）

【個人としてご寄付した場合】

	所得税（所得控除）	個人住民税（税額控除）	相続税の非課税
寄付金の内容	日本赤十字社の事業全般に対する寄付 <特定公益増進法人に対する寄付金>	日本赤十字社各都道府県支部にお寄せいただいた寄付で、総務大臣が承認したものの（※1）	相続または遺贈により取得された財産のうちからお寄せいただいた日本赤十字社の事業全般に対する寄付
適用期間	通年	通年（※2）	通年（※3）
措置の内容	寄付金の全額（ただし、上限は寄付者の年間所得総額の40%）から、2千円を差し引いた額が、寄付者の年間所得総額から控除されます。	寄付金の全額（ただし、上限は寄付者の年間所得総額の30%）から2千円を差し引いた額の10%が、寄付者の住民税額から控除されます。	寄付した相続財産の価格は、相続人が納めるべき相続税の課税価格に算入されません。

※1 お住まいの都道府県の支部への寄付に限られます。

※2 都道府県ごとに募集金額に上限があります。上限額に達した以降の寄付は、適用から除外されます。

※3 相続税の申告期限内（相続開始があったことを知った日の翌日から10か月以内）に寄付した場合に適用されます。

【法人として寄付した場合】

	特定公益増進法人に対する寄付金	指定寄付金
寄付金の内容	日本赤十字社の事業全般に対する寄付 <特定公益増進法人に対する寄付金>	日本赤十字社にお寄せいただいた寄付で、財務大臣の指定を受けた事業に対する寄付 <指定寄付金>
適用期間	通年	毎年4月～9月の期間（※2）
措置の内容	法人が支出した特定公益増進法人に対する寄付金の額のうち、一般の寄付金の損金算入限度額【イ】と、別枠で算出した特別損金算入限度額【ロ】との合計額までの金額が損金の額に算入されます。（※1） （法人の資本金等の額や所得の金額によって限度額が算出されます。） 【イ】一般の寄付金の損金算入限度額 $\left(\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期末月数}}{12} \times \frac{2.5}{1000} + \text{所得の金額} \times \frac{2.5}{100} \right) \times \frac{1}{4}$ 【ロ】特別損金算入限度額 $\left(\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期末月数}}{12} \times \frac{3.75}{1000} + \text{所得の金額} \times \frac{6.25}{100} \right) \times \frac{1}{2}$	法人が支出した指定寄付金の額の全額が、寄付金の損金算入限度額にかかわらず、損金の額に算入されます。

※1 その他の寄付金の額がある場合には、損金算入額が異なる場合があります。

※2 募集金額に上限があります。上限額に達した以降の寄付は、適用から除外されます。